

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長 門 永 宗 之 助 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成21年8月31日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成20年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」等に関して、別紙1のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙2のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙3のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙4のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成21年3月30日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

平成20年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績 に関する評価の結果についての意見

平成20年度における文部科学省所管26法人（国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務））の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（契約の適正化）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人等が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。^(註)1)においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」^(註)2)とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人等の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理し

た上で、平成 19 年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「評価の視点等」という。）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に関する評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

(注) 1 日本私立学校振興・共済事業団については含まれない。

2 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1 者応札の状況、③随意契約見直し計画の進捗状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙 2 「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

3 文部科学省所管独立行政法人等における契約状況

平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人等における契約の状況は、表 3-①のとおりである。

平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人等全体における競争性のない随意契約は、19 年度と比較して、13,404 件、約 1,073.7 億円減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で 36.9 ポイント、金額で 20.1 ポイント減少している。

次に、文部科学省所管独立行政法人等全体における特定委託契約^{(注)1}の随意契約及び一般競争入札の再委託状況は、表3-②のとおり、再委託額約35.7億円、再委託件数651件（うち、随意契約の再委託約33.5億円、583件、一般競争入札の再委託約2.2億円、68件）となっており、そのうち、再委託割合^{(注)2}が高率（50%以上）となっているものが、約7.0億円（19.6%）、36件（5.5%）となっている。

また、文部科学省所管独立行政法人等全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、表3-①のとおり、6,824件（63.2%）となっており、平成19年度と比較して、3,989件増加し、一般競争入札全体に占める1者応札の割合は9.5ポイント増加している。

(注) 1 特定委託契約とは「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）において措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）」するものである。

2 再委託割合とは、例えば、特定委託契約一件について複数の再委託契約がある場合、当該特定契約に占める一件ごとの再委託契約金額が占める割合のことである。

表3-① 文部科学省所管独立行政法人等における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数（%）／一般競争入札件数） 注3	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立特別支援教育総合研究所	23	8	31	24	6	30	2(9.5%)		
	1.5	0.8	2.3	1.1	0.3	1.4	21		
大学入試センター	51	32	83	41	19	60	14(40.0%)		
	24.0	26.7	50.7	26.5	24.4	50.9	35		
国立青少年教育振興機構	157	211	368	234	60	294	82(38.9%)		
	37.3	19.2	56.5	35.7	5.5	41.2	211		
国立女性教育会館	18	11	29	26	5	31	7(26.9%)		
	1.7	1.0	2.7	2.0	0.9	2.9	26		
国立国語研究所	10	33	43	19	13	32	8(47.1%)		
	0.5	1.2	1.7	0.9	0.4	1.3	17		
国立科学博物館	51	76	127	62	26	88	33(57.9%)	2	○
	6.1	3.1	9.2	8.4	3.7	12.1	57		
物質・材料研究機構	277	796	1,073	761	116	877	539(72.8%)		
	57.0	31.0	88.0	85.0	11.0	96.0	740		
防災科学技術研究所	175	279	454	402	38	440	260(68.4%)	2	○
	34.7	28.8	63.5	51.8	7.7	59.5	380		
放射線医学総合研究所	276	567	843	590	59	649	390(69.0%)		
	39.1	60.8	99.9	124.4	20.8	145.2	565		
国立美術館	103	197	300	82	119	201	29(37.2%)		
	14.4	90.8	105.2	24.3	99.6	123.9	78		
国立文化財機構	128	269	397	161	155	316	55(40.4%)		
	14.9	31.3	46.2	19.5	14.9	34.4	136		
教員研修センター	91	55	146	103	10	113	7(22.6%)		
	6.4	3.5	9.9	6.8	3.2	10.0	31		
科学技術振興機構	4,645	1,979	6,624	4,960	201	5,161	780(73.6%)	4	○
	803.5	151.9	955.4	662.4	32.7	695.1	1,060		
日本学術振興会	61	107	168	82	83	165	13(15.9%)		
	5.0	9.0	14.0	6.0	9.0	15.0	82		
理化学研究所	801	3,092	3,893	1,800	1,371	3,171	1,239(79.6%)	2	○
	429.0	316.9	745.9	576.2	289.1	865.3	1,556		
宇宙航空研究開発機構	973	4,804	5,777	2,315	1,759	4,074	884(71.8%)	4	○
	371.9	969.1	1,341.0	727.2	638.9	1,366.1	1,232		
日本スポーツ振興センター	176	62	238	148	45	193	54(46.2%)		
	64.9	13.2	78.1	105.8	16.4	122.2	117		
日本芸術文化振興会	180	172	352	182	142	324	48(27.9%)	4	○
	25.0	84.0	109.0	23.0	81.0	104.0	172		
日本学生支援機構	200	145	345	253	146	399	65(32.2%)		
	26.8	22.8	49.6	30.6	22.1	52.7	202		
海洋研究開発機構	161	705	866	433	218	651	224(66.7%)	2	○
	70.4	282.2	352.6	434.6	41.7	476.3	336		
国立高等専門学校機構	862	790	1,652	1,093	366	1,459	386(37.4%)		
	119.1	40.8	159.9	76.5	29.2	105.7	1,033		
大学評価・学位授与機構	51	91	142	43	67	110	24(63.2%)		
	4.4	0.6	5.0	3.2	1.0	4.1	38		
国立大学財務・経営センター	28	18	46	24	12	36	10(52.6%)		
	2.4	0.4	2.8	1.9	0.2	2.1	19		
メディア教育開発センター	46	8	54	39	8	47	14(35.9%)		
	8.5	0.7	9.2	3.8	0.4	4.2	39		
日本原子力研究開発機構	2,050	5,522	7,572	4,672	1,587	6,259	1,655(63.6%)	7	○
	580.7	732.5	1,313.2	980.6	495.6	1,476.2	2,604		
日本私立学校振興・共済事業団	10	17	27	18	11	29	2(12.5%)		
	0.7	3.8	4.5	1.3	2.7	4.0	16		
合計 (文部科学省所管)	11,604 (36.7%)	20,046 (63.3%)	31,650 (100.0%)	18,567 (73.6%)	6,642 (26.4%)	25,209 (100.0%)	6,824(63.2%) 10,800 2,835(53.7%)	27	
	2,749.9 (48.4%)	2,926.1 (51.6%)	5,676.0 (100.0%)	4,019.5 (68.5%)	1,852.4 (31.5%)	5,871.8 (100.0%)	5,279		
合計 (独立行政法人全体)	43,428 (45.7%)	51,530 (54.3%)	94,958 (100.0%)	63,357 (75.2%)	20,864 (24.8%)	84,221 (100.0%)	17,423(48.8%) 35,711	371	
	14,912.7 (60.2%)	9,872.3 (39.8%)	24,785.0 (100.0%)	17,865.7 (73.2%)	6,528.6 (26.8%)	24,394.1 (100.0%)	10,809(44.5%) 24,306		

- (注) 1 「平成20年度業務実績評価に関する調査(契約の適正化)について」(平成21年6月10日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会事務局。以下「独法分科会通知」という。)等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。
- 4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載した。
- 5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載した。
- 6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3-② 文部科学省所管独立行政法人等における随意契約及び一般競争入札の再委託状況(平成20年度)

法人名	再委託の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))									関連公益法人等に対する再委託
	全体			随意契約			一般競争入札			
	再委託契約	再委託割合 50%以上の 契約	再委託契約 に占める再 委託割合 50%以上の 契約の割合	再委託契約	再委託割合 50%以上の 再委託契約	再委託契約 に占める再 委託割合 50%以上の 契約の割合	再委託契約	再委託割合 50%以上の 再委託契約	再委託契約 に占める再 委託割合 50%以上の 契約の割合	
国立特別支援教育総合研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学入試センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立青少年教育振興機構	18	-	-	18	-	-	-	-	-	-
	1.8	-	-	1.8	-	-	-	-	-	-
国立女性教育会館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立国語研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立科学博物館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物質・材料研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災科学技術研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線医学総合研究所	1	1	100.0%	-	-	-	1	1	100.0%	-
	0.1	0.1	100.0%	-	-	-	0.1	0.1	100.0%	-
国立美術館	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立文化財機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教員研修センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
科学技術振興機構	430	24	5.6%	430	24	5.6%	-	-	-	-
	26.0	5.3	20.4%	26.0	5.3	20.4%	-	-	-	-
日本学術振興会	26	不明	不明	26	不明	不明	-	-	-	-
	不明	不明	不明	不明	不明	不明	-	-	-	-
理化学研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇宙航空研究開発機構	63	3	4.8%	47	3	6.4%	16	-	-	-

	1.8	0.4	22.2%	1.6	0.4	25.0%	0.2	-	-	
日本スポーツ振興センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本芸術文化振興会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本学生支援機構	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	0.1	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-
海洋研究開発機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立高等専門学校機構	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	0.1	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-
大学評価・学位授与機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メディア教育開発センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本原子力研究開発機構	111	8	7.2%	61	8	13.1%	50	-	-	-
	5.8	1.2	20.7%	4.0	1.2	30.0%	1.8	-	-	-
日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	651	36	5.5%	583	35	6.0%	68	1	1.5%	0
(文部科学省所管)	35.7	7.0	19.6%	33.5	6.9	20.6%	2.2	0.1	4.5%	
合計	1,446	95	6.6%	1,234	75	6.1%	212	20	9.4%	3
(独立行政法人全体)	133.0	36.1	27.1%	90.2	24.8	27.5%	42.8	11.3	26.4%	

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 該当がないものについては「-」と記載した。

3 金額については小数点第二位以下を四捨五入している。

4 平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果 (契約の適正化に関するもの) についての意見

平成 20 年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価においては、評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施するなどの工夫がなされている。

しかしながら、文部科学省所管 24 法人 (国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、教員研修センター、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構、日本私立学校振興・共済事業団 (助成業務)) の契約の適正化に関する評価結果について、

以下のとおり、改善すべき点がみられた。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、独立行政法人について、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成20年度評価結果をみると、文部科学省所管26法人の中で、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある12法人のうち7法人については、総合評価方式に関する規程類の整備内容の適切性、企画競争を実施する際のマニュアル等の整備状況等について、「総合評価方式や複数年契約について具体的な措置が求められており、今後は規程の策定、要領・マニュアル等整備検討していく」などの言及がなされている。

しかしながら、5法人については、表4-(1)のとおり、例えば、総合評価方式等を実施する場合のマニュアル等が整備されていないにもかかわらず、評価結果においては、マニュアル等が整備されていないことの適切性について言及されていないなどの状況がみられた。

例えば、総合評価方式による契約の実施に当たっては、当該契約の公正性や透明性を確保し、客観的に技術的要素等の評価を行うため、あらかじめマニュアル等を整備しておくべきであり、当該マニュアル等の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

したがって、貴委員会は、独立行政法人等の今後の評価に当たっては、行政管理局長事務連絡の主旨を踏まえ、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表4-1(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
国立女性教育会館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (評価あり) ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (評価あり)
国立科学博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない (不十分)
防災科学技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない (不十分)
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (評価あり)
国立文化財機構	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (評価あり)
教員研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (評価あり)
日本学術振興会	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない (評価あり)
海洋研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない (不十分) ・総合評価方式、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
国立高等専門学校機構	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (言及なし)
大学評価・学位授与機構	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない (評価あり) ・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない (評価あり)

メディア教育開発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（評価あり） ・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（評価あり）
日本私立学校振興・共済事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（不十分） ・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない（不十分）

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

- 2 「評価あり」とは、府省評価委員会における評価が十分なもの、「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないもの、「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。
- 3 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、文部科学省所管26法人のうち18法人においては、表4-2のとおり、「契約審査委員会」、「総合評価審査委員会」などの組織を設置し、このうち10法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約審査委員会において、入札の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記のような組織を有しない8法人においても、表4-2のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置が採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表4-2のとおり、下記①～④に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。（括弧内は、該当法人数）

- ① 審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）（5法人）
- ② 契約事務の一連のプロセス（9法人）
- ③ 執行・審査の担当者（機関）の相互けん制（7法人）

④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方
(13 法人)

今後の評価に当たっては、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

表4-2 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2			既存体制の強化等 注4				評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
国立特別支援教育総合研究所	—	0	0	○	○			①
大学入試センター	—	0	0	○			○	①②③④
国立青少年教育振興機構	建設コンサルタント委員会、仕様策定委員会	2	1	○	○		○	—
国立女性教育会館	—	0	0				○	①④
国立国語研究所	—	0	0					①②③
国立科学博物館	建設コンサルタント委員会、仕様策定委員会	2	2	○	○			①③④
物質・材料研究機構	契約審査委員会	1	0	○				①②③④
防災科学技術研究所	契約審査委員会	1	0	○	○	○	○	②④
放射線医学総合研究所	契約審査委員会	1	0		○			①②③
国立美術館	契約審査委員会	1	0	○	○			①②③④
国立文化財機構	仕様策定委員会	1	1	○	○			①②③④
教員研修センター	—	0	0	○		○		—
科学技術振興機構	物品等調達総合評価委員会、総合評価委員会、技術審査委員会、入札・開札点検委員会等	7	4	○	○	○		①③
日本学術振興会	監査法人	1	1	○				①②③④
理化学研究所	—	0	0	○				—
宇宙航空研究開発機構	契約審査委員会、技術評価専門部会等	6	0	○		○	○	①②③
日本スポーツ振興センター	契約審議委員会、総合評価審査委員会、建設コンサルタント選定委員会	4	3			○		①②③④
日本芸術文化振興会	仕様策定委員会、技術審査会	2	0	○				①②③④
日本学生支援機構	市場化テスト評価委員会	1	1	○	○	○	○	①②③④
海洋研究開発機構	契約審査委員会、外部契約審査委員会	2	1	○		○		①②③
国立高等専門学校機構	総合評価委員会、物品購入等契約に係る公正入札調査委員会、建設コンサルタント委員会等	46	43					①③
大学評価・学位授与機構	—	0	0	○		○	○	①②③
国立大学財務・経営センター	—	0	0			○		①②③
メディア教育開発センター	契約担当役による契約同等の直接審査	1	0			○		—
日本原子力研究開発機構	契約審査委員会、総合評価審査委員会	2	1	○		○		①②③④
日本私立学校振興・共済事業団	契約関係分科会、調達委員会	2	0	○		○		①②③④
合計 (文部科学省所管)		83	58	19	9	12	7	①21 ②17 ③19 ④13
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

- (注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。
- 3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。
- 4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引下げ等が含まれる。
- 5 評価の視点等に示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方

針)、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関して、文部科学省所管 18 法人については、表 4- (3) -①のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において、「随意契約の見直し計画に基づき、調達案件については原則一般競争入札を実施し、やむを得ない場合でも企画競争や公募等競争性及び透明性の高い契約方式で調達を行うとともに、一般競争入札及び随意契約について契約情報のホームページでの公表を行った。」また、「随意契約の見直し計画に基づき、透明性・公平性を確保した契約に今後とも取り組む必要がある。」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、7 法人の随意契約については、削減目標件数に達していない状況が見られるものの、「契約内容の見直し、包括委託の推進に取り組むことで、随意契約見直し計画が着実に進ちよくしており、契約における競争性が確保されている。」などの評価がされている。

しかしながら、1 法人については、表 4- (3) -②のとおり、平成 20 年度実績が 19 年度実績と比較して随意契約金額割合が増加しているにもかかわらず、理由等が評価結果において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

表4-(3)-① 随意契約見直し計画の進ちょく状況

(単位: 件、億円)

法人名	18年度		19年度		20年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国立特別支援教育総合研究所	38	1.3	24	0.4	17	0.2	7	0.1	-
大学入試センター	112	35.3	32	26.7	19	24.4	33	30.9	達成
国立青少年教育振興機構	321	20.3	205	14.8	53	3.3	49	4.5	-
国立女性教育会館	94	0.2	47	0.9	44	0.1	55	0.1	達成
国立国語研究所	62	1.5	33	1.2	13	0.4	27	0.5	達成
国立科学博物館	136	9.8	79	2.9	54	2.5	54	2.5	達成
物質・材料研究機構	832	34.5	308	16.1	97	8.2	98	9.0	達成
防災科学技術研究所	444	103.6	103	13.9	34	5.3	52	5.0	達成
放射線医学総合研究所	707	59.4	232	34.6	37	6.1	37	6.1	達成
国立美術館	387	28.2	252	23.0	187	19.9	193	20.6	達成
国立文化財機構	506	26.1	306	18.3	217	14.2	103	8.6	-
教員研修センター	59	4.1	43	3.2	28	2.9	28	2.9	達成
科学技術振興機構	3,405	264.5	1,979	151.9	201	32.7	306	38.5	達成
日本学術振興会	145	10.1	85	6.2	70	5.0	40	5.8	-
理化学研究所	2,967	346.4	1,085	123.8	739	89.6	783	77.7	達成
宇宙航空研究開発機構	5,050	1,011.1	1,746	683.5	657	167.1	1,653	653.3	達成
日本スポーツ振興センター	99	20.6	50	10.1	35	7.9	42	11.5	達成
日本芸術文化振興会	224	84.5	147	79.7	120	78.5	115	78.5	-
日本学生支援機構	258	28.8	128	19.9	117	18.9	117	18.9	達成
海洋研究開発機構	706	243.7	478	217.6	103	18.3	97	17.9	-
国立高等専門学校機構	1,219	42.3	578	19.6	394	14.1	565	19.7	達成
大学評価・学位授与機構	79	2.1	60	0.5	60	0.5	60	0.5	達成
国立大学振務・経営センター	65	2.0	17	0.3	12	0.2	12	0.2	達成
メディア教育開発センター	131	5.8	0	0.0	0	0.0	1	0.0	達成
日本原子力研究開発機構	5,745	732.1	1,833	306.0	741	197.1	583	125.5	-
計	23,791	3,118.3	9,850	1,775.1	4,049	717.4	5,110	1,138.8	

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 平成20年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約の削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。

3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

表4-(3)-② 随意契約状況

(単位：件、億円)

府省名	法人名	随意契約件数割合が平成19年度と比較して増加している	随意契約金額割合が平成19年度と比較して増加している	契約の状況(上段：件数(件)、下段：金額(億円))							
				平成19年度の契約実績(A)	平成19年度の競争性のない契約(B)	平成19年度の競争性のない随意契約の割合(C)	平成20年度の契約実績(D)	平成20年度の競争性のない契約(E)	平成20年度の競争性のない随意契約の割合(F)	増減(E-B)	割合増減(F-C)
文部科学省	国立高等専門学校機構		○	1652	790	47.8%	1459	366	25.1%	-424	-22.7%
				159.9	40.8	25.5%	105.7	29.2	27.6%	-11.6	2.1%
合計 (独立行政法人全体)		7法人	17法人	94,958	51,530	54.3%	84,221	20,864	24.8%	-30,666	-29.5%
				2,4785.0	9,872.3	39.8%	24,394.1	6,528.6	26.8%	-3,343.7	-13.1%

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 競争性のない随意契約は予定価格が少額であるもの(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号及び第七号の金額を超えないもの)を除く。
- 3 計数は、それぞれ四捨五入によっているもので、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。文部科学省所管26法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、再委託の把握に努める等の措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

6法人については、表4-(4)-①のとおり、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、4法人については、表4-(4)-②のとおり、再委託の承認等の手続や再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率(50%以上)となっている案件があるものがあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表4-4-① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
国立特別支援教育総合研究所	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
大学入試センター	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
海洋研究開発機構	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
大学評価・学位授与機構	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
国立大学財務・経営センター	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
メディア教育開発センター	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

- 2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載した。

表4-(4)-② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
放射線医学総合研究所	・再委託の承認等の手続がされていないものがある
日本学術振興会	・再委託金額を把握していない
宇宙航空研究開発機構	・随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）で、かつ同一の相手先に継続して再委託が行われているものがある
日本原子力研究開発機構	・再委託の承認等の手続がされていないものがある

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

- 2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続又は再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるものや1者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載した。

(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局長事務連絡）により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイト上で公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、文部科学省所管14法人については、評価結果において、「応札者が1件の場合は1者応札となった理由と、今後1者応札とならないようにするための考察を記載した上で公表している」など、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、この改善方策の妥当性等について言及されている。

しかしながら、12 法人については、評価結果において1 者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表4－(5)のとおり、11 法人については、平成20 年度における一般競争入札のうち1 者応札となっている契約の占める割合が高率（1 者応札率が50%以上）であるが、4 法人については、原因等について評価結果において言及されていない。また、11 法人については、平成19 年度に比べて1 者応札割合が増加しているが、4 法人については、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1 者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

表4－(5) 一般競争入札における1 者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1 者応札率が50%以上となっている	1 者応札件数割合が平成19 年度より増加している	契約の状況(上段：件数(件)、下段：金額(億円))								評価結果	
				平成19 年度の一般競争入札数(A)	平成19 年度の一般競争入札における1 者応札数(B)	平成19 年度の一般競争入札における1 者応札割合(C) (B÷A)	平成20 年度の一般競争入札数(D)	平成20 年度の一般競争入札における1 者応札数(E)	平成20 年度の一般競争入札における1 者応札割合(F) (E÷D)	増減 (E－B)	割合増減 (F－C)		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所			17	4	23.5%	21	2	9.5%	-2	-14.0%	○	
				1.4	0.3	21.4%	1.0	0	0.0%	-0.3	-21.4%		
	大学入試センター		○	43	16	37.2%	35	14	40.0%	-2	2.8%	○	
				7.2	5.5	76.4%	5.2	3.5	67.3%	-2.0	-9.1%		
	国立青少年教育振興機構			148	60	40.5%	211	82	38.9%	22	-1.7%		
				31.2	8.5	27.2%	28.4	14.7	51.8%	6.2	24.5%		
	国立女性教育会館			18	12	66.7%	26	7	26.9%	-5	-39.7%		
				1.7	0.5	29.3%	2.0	0.1	6.4%	-0.4	-23.0%		
	国立国語研究所		○	8	1	12.5%	17	8	47.1%	7	34.6%	○	
				0.3	0	0.0%	0.7	0.3	42.9%	0.3	42.9%		
	国立科学博物館		○	43	33	76.7%	57	33	57.9%	0	-18.8%	○	
				4.9	2.6	53.1%	7.2	2.9	40.3%	0.3	-12.8%		
	物質・材料研究機構		○	271	214	79.0%	740	539	72.8%	325	-6.2%		
				56.0	41.0	73.2%	80.0	40.0	50.0%	-1.0	-23.2%		
	防災科学技術研究所		○	○	167	107	64.1%	380	260	68.4%	153	4.3%	○
				33.5	27.3	81.5%	49.8	37.9	76.2%	10.6	-5.2%		
放射線医学総合研究所		○	○	268	172	64.2%	565	390	69.0%	218	4.8%	○	
			33.3	22.1	66.4%	122.1	64.4	52.7%	42.3	-13.6%			
国立美術館			89	38	42.7%	78	29	37.2%	-9	-5.5%	○		
			14.0	4.9	35.0%	18.5	14.0	75.7%	9.1	40.7%			

国立文化財機構			111	45	40.5%	136	55	40.4%	10	-0.1%	○
			13.3	4.9	36.8%	15.4	5.3	34.4%	0.4	-2.4%	
教員研修センター			30	11	36.7%	31	7	22.6%	-4	-14.1%	○
			2.8	0.8	28.6%	3.5	0.7	20.0%	-0.1	-8.6%	
科学技術振興機構	○		425	336	79.1%	1060	780	73.6%	444	-5.5%	
			77.6	63.9	82.3%	151.1	111.5	73.8%	47.6	-8.6%	
日本学術振興会			59	13	22.0%	82	13	15.9%	0	-6.2%	
			5.0	3.0	60.0%	6.0	3.0	50.0%	0	-10.0%	
理化学研究所	○		601	485	80.7%	1556	1239	79.6%	754	-1.1%	
			416.6	239.3	57.4%	512.7	415.4	81.0%	176.1	23.6%	
宇宙航空研究開発機構	○	○	345	190	55.1%	1232	884	71.8%	694	16.7%	○
			143.6	77.3	53.8%	409.0	357.7	87.5%	280.4	33.6%	
日本スポーツ振興センター		○	153	65	42.5%	117	54	46.2%	-11	3.7%	
			23.3	6.9	29.6%	40.3	17.1	42.4%	10.2	12.8%	
日本芸術文化振興会			189	83	43.9%	172	48	27.9%	-35	-16.0%	
			24.0	14.0	58.3%	19.0	6.0	31.6%	-8	-26.8%	
日本学生支援機構			152	52	34.2%	202	65	32.2%	13	-2.0%	○
			18.4	8.3	44.9%	25.9	10.6	40.9%	2.3	-4.1%	
海洋研究開発機構	○		148	100	67.6%	336	224	66.7%	124	-0.9%	○
			66.8	31.6	47.3%	373.5	359.9	96.4%	328.3	49.1%	
国立高等専門学校機構		○	785	209	26.6%	1033	386	37.4%	177	10.7%	
			115.9	24.6	21.2%	73.2	24.1	32.9%	-0.5	11.7%	
大学評価・学位授与機構	○	○	47	22	46.8%	38	24	63.2%	2	16.3%	
			3.1	2.0	64.5%	2.9	2.0	67.9%	0	3.4%	
国立大学財務・経営センター	○	○	26	9	34.6%	19	10	52.6%	1	18.0%	○
			2.2	0.9	40.9%	1.6	0.6	36.8%	-0.3	-4.1%	
メディア教育開発センター			46	20	43.5%	39	14	35.9%	-6	-7.6%	
			8.5	5.7	67.1%	3.7	1.8	48.6%	-3.9	-18.4%	
日本原子力研究開発機構	○	○	1088	572	52.6%	2604	1655	63.6%	1083	11.0%	○
			315.0	169.2	53.7%	578.8	357.2	61.7%	188.0	8.0%	
日本私立学校振興・共済事業団		○	11	1	9.1%	16	2	12.5%	1	3.4%	
			0.6	0.1	16.7%	1.1	0.2	18.2%	0.1	1.5%	
合計 (文部科学省)	11 法人	11 法人	5288	2870	54.3%	10803	6824	63.2%	3954	8.9%	
			1420.2	765.2	53.9%	2532.6	1850.9	73.1%	1085.7	19.2%	
合計 (独立行政法人全体)	33 法人	57 法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%	
			9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	

(注) 1 独法分科会通知等を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。

3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。

4 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

(6) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

(関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果)

【海洋研究開発機構】

本法人には、平成20年度末現在で関連公益法人が2法人あり、当該関連公益法人と業務委託契約がなされているにもかかわらず（発注額：約4.2億円、関連公益法人における事業収入に占める当法人の発注額割合：33.0%）、評価結果においては、関連公益法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。

今後の評価に当たっては、関連公益法人との契約について、競争性・透明性の確保の観点から、当該関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性についての検証結果を評価結果において明らかにすべきである。

(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

独立行政法人のうち、i) 特定独立行政法人の職員給与の支給基準については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第57条第3項の規定により、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績等を考慮して定められなければならないとされており、ii) 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員給与の支給基準についても通則法第63条第3項の規定により、業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならないとされている。

独立行政法人の職員給与については、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることを踏まえ、次の措置が講じられている。

- ① 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。
- ② 各法人は、毎年度、職員の給与水準を公表し、その際、特に、国家公務員と比べて給与水準の高い法人は、その水準が高い理由や給与水準の適正化に向けて講ずる措置を公表すること。
- ③ 各府省評価委員会は、給与水準の適切性に関し事後評価すること。

このような中で、平成20年12月に、独立行政法人における食事手当等の現金の支給について、会計検査院による指摘が行われた。当委員会では、独立行政法人が支出

する諸手当について分析・検証することは給与水準の適切性について評価する上で有益であることから、「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。以下「具体的取組」という。）において、「給与水準の厳格なチェックに当たって、国と異なる諸手当の適切性について特に留意すること」としている。

また、具体的取組では、

- i) 上記の食事手当等が職員に対する福利厚生の一環として支出されていた法人もあったこと、
- ii) 独立行政法人においても国におけるレクリエーション経費の見直しに準じた取組を行うこととされたこと

も踏まえ、独立行政法人の職員に対する福利厚生についても、国民の理解を得ることが重要であることから、「レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業、レクリエーション経費以外の福利厚生費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動に特に留意する」としている。

本年 6 月には、具体的取組を踏まえ諸手当及び法定外福利費に関する評価を効果的かつ効率的に行うため、主務省及び各独立行政法人の協力を得て、独立行政法人（101 法人）における支出等の実態について横断的な調査を行ったところである。同調査結果を踏まえた当委員会としての意見は、以下のとおりである。

なお、当委員会における検討に当たっては、給与水準が高くなっている要因として、給与水準の比較対象に含まれる諸手当（超過勤務手当や特殊勤務手当等（時間数や回数など勤務の実績に応じて支給されるもの）及び通勤手当以外の手当）の支給額等が給与水準に影響を与えていると考えられることから、給与水準に影響する諸手当と影響しない諸手当に区分することとした。

1 諸手当

(1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、平成 20 年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が 100 を超え

ている 51 法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの（以下「国と異なる諸手当」という。）を設けている法人は、39 法人（延べ 76 手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17 法人（延べ 27 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

	事項	法人名
国と異なる諸手当	俸給の特別調整	物質・材料研究機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター
	広域異動手当	科学技術振興機構
	研究員調整手当	海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構
	住居手当	理化学研究所
	単身赴任手当	日本スポーツ振興センター
	期末手当（期末特別手当）、勤勉手当	防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構
	法人独自の諸手当	物質・材料研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、海洋研究開発機構

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人 101 法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9 法人（延べ 12 手当）となっており、また、法人独自の諸

手当を設けている法人は、20 法人（延べ 53 手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	宿日直手当	放射線医学総合研究所
法人独自の諸手当		防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、 国立高等専門学校機構、日本原子力研究開発機構

2 法定外福利費

独立行政法人 101 法人における法定外福利費の支出状況を見ると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成 20 年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「レクリエーション経費についてはすでに廃止し、それ以外の福利費についても、食堂の業務委託等の削減、健康診断費用の削減等により、前年実績の約 33 パーセントを削減しており、福利厚生事業に関する見直しが十分行われたものと評価する。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」

(平成 20 年 8 月 4 日総務省行政管理局長通知) においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
<p>互助組織（※）に対する法人からの支出</p> <p>※法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。</p>	<p>理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構</p>
<p>文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>物質・材料研究機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構</p>
<p>職員等に対する食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業に対する法人からの支出</p>	<p>理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本原子力研究開発機構</p>
<p>慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>大学入試センター、国立国語研究所、国立科学博物館、防災科学技術研究所、国立美術館、国立文化財機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター、日本原子力研究開発機構</p>
<p>福利厚生代行サービス（福利厚生全般の運営のサービスを提供するアウトソーサーと契約（外部委託））又はカフェテリアプラン（従業員に費用と連動したポイント</p>	<p>理化学研究所、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構</p>

<p>トを付与し、その範囲内で福利厚生メニューの中から選択させる制度) に対する法人からの支出 (互助組織が法人からの補助 (包括補助を含む。) を受けて行う支出も含む。)</p>	
--	--

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【独立行政法人国立特別支援教育総合研究所】

- 平成 20 年度に交付された運営費交付金約 11.6 億円のうち、年度末の運営費交付金債務残高が約 1.6 億円 (交付額の約 13.4%) となっており、財務諸表においてその発生要因は明らかにさせているものの、業務運営に与える影響について業務実績報告書等で明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人大学入試センター】

- インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利用件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、当該指摘を踏まえたハートシステムによる情報提供事業の効果については依然明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【独立行政法人科学技術振興機構】

- 開発委託金回収債権 (約 140 億円) の回収状況について、繰上げ返済等による計画外の返済が増加したことにより計画を上回る額の回収が行われたこと、急激な景気悪化

等による企業業績の悪化から開発委託金回収債権に占める貸倒懸念債権等の比率が増大したこと等が業務実績報告書において明らかにされているが、それについての評価結果が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、開発委託金回収債権の回収等を適切に実施する観点からの検証結果を評価結果において明らかにすべきである。

【独立行政法人理化学研究所】

- ・ 本法人の一般管理費及び事業費に係る効率化目標の設定及び目標の達成状況については、一般管理費に係る効率化のための取組状況については明らかにされているものの、事業費については明らかにされていない。また、一般管理費及び事業費のいずれについても、効率化のための取組状況について評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、一般管理費及び事業費の効率化のための取組を推進する観点から、当該取組の実施状況等について評価を行うべきである。

- ・ 本法人においては、平成21年9月に主任研究員による架空発注事件が発生したことから、今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。

- ・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているか」という観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。

本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で115.4（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①管理職割合の高さ、②高学歴者の割合の高さ、③その他法人固有の事情（法人の運営体制の特殊性、福利厚生面での比較等）が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。

今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているか

という観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

【独立行政法人日本学生支援機構】

- ・ 奨学金の回収に係る評価については、平成16年度から19年度はいずれもB評定となっているが、20年度においてはA評定となっている。しかしながら、平成20年度における当年度分の回収率実績は、前年度比で0.3ポイント向上しているものの、延滞分の回収率実績は前年度比で増減は見られない。このように全体として回収率の向上は低調であることから、A評定とする理由が不明確である。今後の評価に当たっては、評定理由を明らかにした上で評価を行うべきである。

また、奨学金の回収に関しては、これまでも機構が債務者の住所（特に転居後の住所等）を確実に把握していない、電話による督促が効果的・厳格に実施されていないなどの問題点が指摘されてきたところであり、機構においては、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の報告を踏まえ、当年度分の奨学金の回収強化とともに、特に延滞分の奨学金の回収について抜本的強化を図ることとしている。しかしながら、上記のとおり平成20年度の当年度分回収率には若干の改善が図られているものの、延滞分回収率については改善が見られない。今後の評価に当たっては、延滞状況（当年度返還分、延滞3ヶ月未満、延滞3ヶ月以上1年未満、延滞1年以上8年未満、延滞8年以上等）ごとの回収実績について評価結果等で明らかにするとともに、上記有識者会議で取りまとめられた返還促進策、延滞状況に応じて実施する延滞抑制策・回収強化策による回収率向上の効果を把握分析した上で、全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況について厳格な評価を行うべきである。

さらに、現行の中期目標においては、「目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証」することとされていることから、今後の評価に当たっては、奨学金貸与事業が今後とも成り立ち得るのかという観点から、回収率の目標設定の妥当性に係る検証状況について、毎年度厳格な評価を行うべきである。

- ・ 奨学金貸与事業において財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が

実施する機関保証業務については、日本学生支援機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成18年11月27日）において、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとしている。このため、機構は、平成20年度に機関保証制度検証委員会を設置し、同委員会において報告書が取りまとめられ、機関保証制度が適正に機能するように機構及び協会において取り組むべき事項と検討すべき事項について報告がなされている。

今後の評価に当たっては、同報告を踏まえた取組状況や蓄積された制度利用者に係る実績データを基に、機関保証の妥当性に係る検証結果について毎年度厳格な評価を行うべきである。

- ・ 返還猶予や住所変更を受け付ける電話相談業務について、平成20年度においては、臨時相談窓口を開設したり、夜間を含めた対応人員を増加するなどのサービス強化が図られたところであるが、それらの取組状況等についての評価は行われていない。また、近年の経済情勢の悪化等により、返還困難者からの返還猶予等に係る電話相談件数が増加することが予想される場所である。

今後の評価に当たっては、電話相談業務の実施状況、サービスの改善効果等を明らかにした上で評価を行うべきである。

【独立行政法人海洋研究開発機構】

- ・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、給与水準が国家公務員の水準を上回っている理由について、「法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。」との指摘を行っている。

本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で115.5（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っており、その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、大卒以上の比率が非常に高いことや管理職の割合が高いことを挙げている。しかしながら、評価結果においては、管理職割合が高い理由の合理性についての検証結果が評価結果において明らかに

されておらず、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとなっていない。

今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、管理職割合の高い理由の合理性について評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行うべきである。

【独立行政法人日本原子力研究開発機構】

- ・ 自己収入の増大については、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図ることが求められており、法人においては、20年度以降の自己収入の増大に関する包括的な定量的目標が策定されているものの、個別には、競争的資金の獲得については科学研究費補助金の獲得額に関してのみ、また、施設利用料の増大については材料試験炉 JMTR の利用料収入に関してのみ定量的目標が策定されているにすぎない。

今後の評価に当たっては、共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を設定した上で評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【独立行政法人日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター及びメディア教育開発センター】

上記6法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成18年11月27日付け政委第23号及び平成19年12月11日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、メディア教育開発センターを除く5法人については、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進ちよくと併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。